

感染症に関するガイドライン

東京無線協同組合での感染症拡大を防止するため、組合員各位に於かれましては、当ガイドラインに沿った対応をお願いいたします。

1. 全従業員へ周知徹底を図る

社内掲示や乗務員へ出庫点呼等で以下に掲げる予防措置と感染時対応の周知徹底を行ってください。なお、一般的な予防措置につきましては、首相官邸のホームページ内にて公開されたポスターのデータが掲載されております。是非、ご活用ください。

(1) 衛生環境の確保に関する指導

① 手洗い・うがいの励行とマスクの着用

石鹸による手洗い及び消毒液による皮膚洗浄、うがいの励行は、ウイルス感染予防の観点から非常に有効とされています。また、正しくマスクを着用することにより、換気が不十分な場所では飛沫感染や接触感染を防ぐ上で有効とされています。厚生労働省が推奨する「咳エチケット」の注意事項は、以下の通りです。

ア. マスクは、鼻から顎までを覆い、隙間が無いようにする

イ. マスクが無い場合は、ティッシュ・ハンカチ等で口や鼻を覆う
か上着の内側や袖で覆う

ウ. 咳やくしゃみを手で押さええない(接触感染の原因となる)



首相官邸
ウェブサイト

② 頻繁な換気

頻繁な換気は空気中のウイルス濃度を下げるため有効な対策とされています。そのため、乗務員に対しては【実車時、旅客に事情説明した上でエアコンを外気導入するか、窓を開ける等、頻繁に換気を実施する】ようご指導ください。但し、次の場合は除きます。

ア. 荒天時

イ. 花粉症や体調不良等、旅客が希望されない時

③ 清掃(消毒)

より強固な衛生環境構築のため、各所の清掃(消毒)に努めてください。消毒には、アルコールと次亜塩素酸が有効とされておりますが、感染が拡大すれば入手困難に陥ってしまうことが想定されます。その場合は、市販の「無水エタノール」や「塩素系漂白剤」を精製水で希釈して使用方法もありますので、詳しくは(一社)東京ハイヤー・タクシー協会発行の【新型コロナウイルス対策 補足資料】をご参照ください

ア. 社内に於いては、点呼場や休憩室、会議室、研修室、トイレ等、人の出入りがある場所の徹底消毒

イ. 車内に於いては、旅客降車後、シートベルトやタブレット、窓、ドアノブ、手すり等、旅客が触れた可能性がある車内設備の徹底消毒

(2) 日常生活に関する指導

政府の定める基本方針として

【発熱等の風邪症状がある場合は仕事を休み、不要不急の外出は控える】

【軽症者に関しては、先ず自宅療養とする】とあります。

日頃の体調管理の一環として、点呼場に体温計を常備し、乗務員の出庫・帰庫時の検温を行っていただく他、倦怠感・発熱・悪寒・咳・喀痰・関節痛等の自覚症状を訴える者が出た場合は、速やかに医療機関の受診をするよう指導し、診断結果の管理を行ってください。

(3) 感染報告について

感染が確認された場合、更なる感染拡大を防止するため関東運輸局への迅速な連絡が必要です。会社への報告を徹底するようご指導ください。

2. 感染が疑われる者が発生した場合の措置

以下の手順で迅速な対応をお願いいたします。

(1) 感染が疑われる者の隔離

速やかに医療機関の受診をするよう指示する。診断結果により、感染が確認された場合は、以下の措置をとること。

ア. 感染者に十分なヒアリングを実施し、その結果(行動記録)に基づいて濃厚接触者を調査、特定する。なお、感染者は、容体の重軽症を問わず、医療機関によって完治が認められるまでの期間を出勤停止とし、軽症者の容体が自宅療養中に急変した場合は、医療機関を再受診するよう指示する。

イ. 濃厚接触者は、14日間以上の自宅療養とし、容体を適時確認する。また、容体が急変した場合には、速やかに医療機関を受診するよう指示する。

濃厚接触者とは

感染者が発病した以降に接触した者の内、次の範囲に該当する者とする。

1. 感染者と同居或いは長時間の接触(車内等を含む)があった者
2. 感染者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
3. 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安：2メートル)で必要な感染予防策無しで感染者と接触があった者(感染者の症状やマスクの使用状況等から感染者の感染性を総合的に判断する)

(2) 東京無線協同組合に連絡し、詳細を報告する。

東京無線協同組合に於ける窓口を総務部とし、各部門にて情報共有をする。

顧客に対する報告が必要な場合は、営業部にて対応する。

(3) 関東運輸局に連絡し、詳細を報告する。

以上

令和2年2月28日
東京無線協同組合